

中堅教諭等資質向上研修の対象者について

平成30年2月

小・中・高・特教諭

小・中・高・特養護教諭

【中堅教諭等資質向上研修Ⅰの対象者】

※当該年度の4月1日現在で確認する。

- ◆ 以下の①～③の条件を全て満たした者
 - ① 教職経験年数*¹が7年次以降の者。ただし、山口県において当該年度に正規採用となった者を除く。
 - ② 10年経験者研修（教職経験教諭11年次研修）未修了の者
 - ③ 修了確認期限*²（有効期間の満了日*³）が、前年度であった者
- ◆ （特例措置）教職経験年数が20年次を超え、10年経験者研修（教職経験教諭11年次研修）未修了である者

経過措置 平成30年度は、上記③の条件を下記④に読み替える。なお、④に該当する平成23年度以降に採用された者は、平成31年度以降も④を適用する。

- ④ 修了確認期限（有効期間の満了日）が平成30年3月31日以前であった者については、山口県における採用年度を基に、次のように対象年度を分ける。
 - ・平成22年度までに採用された者→平成30年度
 - ・平成23年度以降に採用された者→平成31年度以降

対象者の確認については、フローチャート参照

- * 1 山口県採用年度を1年次とし、休職期間等を除かない年数。ただし、本県以外での公立学校における正規採用期間（1年未満切り捨て）を加算した年数
- * 2 旧免許状所持者が更新講習修了確認を受けなければならない期限
- * 3 新免許状に記載されている有効期間満了日

【中堅教諭等資質向上研修Ⅱについて】

中堅教諭等資質向上研修Ⅱは、中堅教諭等資質向上研修Ⅰを修了した者が次回の免許状更新講習を修了した後に受講する研修である。平成30～32年度は実施せず、平成33年度以降の実施を想定している。

フローチャートでみる平成30年度中堅教諭等資質向上研修Ⅰの対象者

平成30年4月1日現在で確認する（特例措置は考慮していない）。

